長与町農業委員会会議録

令和元年10月24日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関する部分については、内容を○又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年10月農業委員会総会

2. 場所 長与町役場4階第2委員会室

3. 農業委員会委員 出席委員(12名)

会長 1番 水谷 勉

会長職務代理者 2番 柳原 厚志

委員 3番 崎山 光子 4番 古立 英明 5番 辻田 晶夫

6番 田中 稔 7番 柿本 香代 8番 岡﨑 道子

9番 渡邉 章三 10番 山本 純博

11番 上杉 司 12番 益富 雅彦

4. 農業委員会委員 欠席委員(0名)

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員 (8名)

 1番 原口 司
 2番 尾﨑 明光
 3番 田中 光夫

 4番 森内 忠嘉
 5番 梶尾 厚
 6番 中村 栄治

7番 坂本 謙二 8番 柳原 弘

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員(0名)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 古立 英明 5番 辻田 晶夫

第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 第2号議案 農用地利用集積計画について

第4 第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取に

ついて

第5 第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

第6 第1号報告 農地改良届出報告書について

第7 第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届出について

第8 第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村田 佳美

農政農地係長 森 雅之

農政農地係主任 松本 あゆ子

9. 産業振興課

農林水産係主査 中山 高広

事務局

皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和元年10月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第6条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、12人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、8人出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議長

それでは、令和元年10月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名致します。 4番、古立英明委員、5番、辻田晶夫委員を指名致します。

日程第2、本日は、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてが、1件。 第2号議案、農用地利用集積計画についてが、1件。第3号議案では第2号議案の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、1件です。第4号議案、長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についてが、1件出されています。そして、報告事項では、農地改良届出報告が2件。農地転用専決処分報告が2件出されています。

では、日程第2、提出された議案の審議に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、議案書のNo.1をお開きください。整理番号7(3-1)、申請地が、長与町岡郷(地番)、畑、1,271㎡。同じく(地番)、畑、950㎡。同じく(地番)、畑、1,743㎡。合計3筆、3,964㎡です。農地区分は、農用地区域内の3筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。譲受人が、長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。申請目的は、所有権移転の売買です。価格は、〇〇円です。10aあたり〇〇円となっております。備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢のため、維持管理することが難しいので売却する。譲受人の耕作地は、31,386㎡。労働力は、2人です。都市計画区域外となります。

次のページをご覧ください。土地の所在です。広域図になりますが、岡郷、(事業所名)の 左手海側になりますが、図の青色で表示している部分が、申請地、岡郷(地番)、少し下がり まして、〇〇バス停の山側、図の赤色で表示している部分が、申請地、岡郷(地番)、道を挟 んで黄土色で表示している部分が、申請地、岡郷(地番)です。以上で、説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

柳原 弘 推進委員。

推進委員

8 番

10月21日の午後から事務局、水谷会長、田中委員、私と譲受人のもとで立ち会いを行いました。譲渡人は、高齢で、今回申請地の3筆とも、手入れが行き届いてないなという感じがしましたが、(譲受人)には、後継者もおられますので、徐々に整備をされていくと思いますので、問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

6番、田中 稔農業委員。

6 番

ただいまの説明の通りだと思いますけど、私達の立ち会いのもと、(譲受人) 親子に力づけ に行ったような気持ちでおります。本人に頑張ってください。というのが、精一杯でした。 以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

9番、渡邉 章三委員どうぞ。

9 番

1枚目に、売買価格と反当たりの価格が表示してありますが、これは、当人たちが、相対で決めた価格なのか、それとも農業委員会が、これくらいだろうと指導をしたのかお尋ねします。

議長

はい、事務局。

事務局

関係者の方にお聞きした所、これは、買い戻しという事で、昭和50年頃に反当たり〇〇 円で、やりとりした経緯があるようで、現在の状況も考慮したうえで、そういう価格になったとのことです。

9 番

今、ちょっと、買い戻しの話が出ましたよね。という事は、50年代に(譲受人)がこの 方に売っていたという事なのか、ちょっと確認。

事務局

そういうお話をいただきました。

他にありませんか。

【意見・質問なし】

議長

それでは、質問なしと認めます。

それでは、この農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて賛成の方は挙 手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

全員で、許可することにいたします。

続いて、第2号議案、農用地利用集積計画について並びに第3号議案の農地中間管理事業 における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。事務局から 説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、1ページから3ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の4ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田 裕司さん、長崎市尾上町3番1号県庁行政棟5F。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する土地は、1筆です。岡郷(地番)、畑、3,115㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は、樹園地、オリーブを栽培されるそうです。期間は、令和元年12月10日から令和6年12月9日までの5年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。新規契約となります。

土地の所在ですが、5ページをご覧下さい。岡郷、図面下側の構造改善道路付近の赤く表示している場所が、申請地、岡郷(地番)となります。

引き続き第3号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について4ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、(会社名)株式会社(氏名)さん、長崎市梁川町(地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田 裕司さん、長崎市尾上町3番1号県庁行政棟5F。権利を設定する土地は、第2号議案の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

柳原 弘 推進委員。

推進委員

8 番

先ほどの方々と、ここも一緒に確認を行いました。ここは、以前、この下の構造改善道路の上が、ちょうど(貸主)の隣接する場所もオリーブを植えるという案件が、1回ありましたが、今回はその上の方の場所ですが、昨日の確認の時点では、きれいにされており、堆肥を入れ植え付けの準備をされておられました。周りにもみかん園がある訳ですけども、こういう荒廃地の土地を手入れしてもらえれば、助かると思いますので別に問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。6番、田中 稔 農業委員。

6 番

私も同じく立ち会いをしたのですが、こういう農業振興公社に各農業者が貸し付ける案件が、4、5年前から長与町も進んできておりますが、もし、分かれば何平米ぐらい農業振興公社との契約が進んでいるのかわかれば、あとで教えてください。以上です。

議長

説明がおわりました。この件について、ご意見・質問はありませんか。 9番、渡邉 章三 委員。

9 番

現地確認は、私も行きましたが、ここは、周りにいいみかん園があり、場所的にもいいのではないかと思います。2,3点お尋ねいたします。(借主)は、初めての会社ですかね。(借主)が新規で行うのか。

議長

はい。事務局。

事務局

(借主)は、新しく設立された会社となります。今年の5月末に会社を設立されております。内容を聞きますと、以前、(会社名)という中間管理を利用して貸借をして、オリーブを栽培している会社がありますが、そこの方が、新しく農業法人を立ち上げて、会社をつくられたそうです。会社が違いますので、新規契約となります。

9 番 新規という事は、(会社名)の新規契約ととらえていいのか。

事務局 これはですね、新しく設立を登記されておりますので、まったく新規の会社と同等に扱う ことになります。

議 長 少し補足をしておきますが、(会社名) から独立している、ある意味では、子会社になっているような感じになっておりますし、この会社は、県の話になりますが、長崎市にかなり広いハウスを作って本格的に(会社)を作ろうという形で、設立をされております。今、軌道に乗っていますか、とお話をききましたが、基本的にはまだ投資の段階でこれが、収益まで上がっていない状況です。以上です。

9 番 もう一点いいですか。現地はきれいに畑になっていますが、ここは、段数で言えば、9段は、きれいでした。残り2段の開拓道路に上るところの2段ぐらいは、ここの写真と同じような状態でした。だからそこも借り受けていると見たのですよね。そこは、伐採してきれいに植えられるのか、委員会はどういう判断をされたのか。

議長 事務局から色を塗っている範囲を示してください。

9 番 その前に、ちょっといいですか。

今、赤でしているでしょう、赤で示しているのを全部借りているのか。(地番)が、赤全体が、申請に出ているからその上の2段は、藪だったのですよ。そこが、借りているのか、いないのか、わからなかったので聞いたのですよ。

議 長 第2号議案と第3号議案については、調べるのに時間がかかっているようなので、保留して、第4号議案を先に審議いたします。

議長 続いて第4号議案、長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案、長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について4ページをお開きください。この案件につきましては、9月農業委員会総会におきまして、非農地と判断し、非

農地通知書を発行したことに伴い農用地区域の除外を行うものです。詳細につきましては、 産業振興課の中山主査より説明を行います。

議長

それでは、産業振興課の中山主査より説明をお願いします。

産業振興課

今回は、農業振興地域計画について、意見書をお願いしておりますが、初めて審議する案件だと思われますので、先に農業振興地域計画がどういうものなのか説明いたします。

【農業振興地域制度についての説明】

産業振興課

それでは第4号議案の説明をいたします。議案書の3ページ目が、意見書となっております。今回意見聴取をお願いしておりますので、こちらで意見をいただいて、県への協議をする形になります。4ページをお開きください。申請の内容について説明します。この様式をもって県との事前協議等を行っております。なお、訂正ですけれども、こちら1、2、3、4とあるのが、1のところが空欄になっておりますが、これが誤りで、今、2番と書いてあるところか1番。その下が2、3となっていますので訂正をお願します。

まず1番、除外の目的ですが、こちらは、現況が山林化しているためとなっております。 2. 事業計画者の氏名、住所は、(氏名)さん、長与町吉無田郷(地番)。 3. 土地の表示等、所在地ですが、平木場郷(地番)、用途区分、除外面積は、畑、1,236㎡。こちらの用途区分と言いますのは、農業振興地域計画でどうゆう目的に使うかという事で、元々、畑でありましたので、畑となっております。続いて、登記地目と現況ですが、登記地目は、畑。現況は、山林です。地権者は、同じです。4、事業計画ですが、現況が山林のため。こちらにつきましては、7ページにございますとおり、令和元年9月26日付けで非農地通知をいただいておりますので、それに伴い農振の変更の申し出があったため、今回出てきております。農用地区域からの除外の判断の理由については、農業振興地域上の利用が見込まれない小規模な農用地であるためとしております。5. 農業委員会の意見ですが、今日、意見をいただきまして、県に申達いたします。他にも、6番にありますように農協さんにも元々農地であったところは、意見をいただいております。7番、他法令による許認可の状況は特にございません。隣の5ページですが、こちらが、除外申請の鏡になっております。内容は、先ほど説明した内容と同じです。

続いて、6ページですが、こちらが位置図ですね。平木場郷○○地区、申請地と書かれた ところになります。

添付資料の3ページをお開き頂きたいのですが、こちらの方に、他の農用地との関係の図面を添付しております。赤で塗りつぶされているところが、今回の申請地となります。丸の数字は、後程説明する写真の位置です。こちらの場所なのですけども、農用地は周囲にござ

いますが、北側は、山林ですね。そして、左右は、今、現状、宅地になっておりまして、農用地でもございません。あと、全面も道路となっており、こちらを除外しても農用地の一体の利用に支障はないと判断しておりますので、除外相当と考えております。続いて、4ページ、5ページにつきましては、現状の写真ですが、こちらにつきましては、以前、非農地通知を出されていると思いますので、確認済だと思いますが、現状、非農地となっております。説明は、以上になります。よろしくお願いします。

議長

産業振興課より説明が終わりました。この件について、ご意見・質問はありませんか。 6番、田中稔農業委員。

6 番

事務局にお尋ねをいたします。この非農地通知を出した場合、山林化していますから当然、非農地通知を出して手続きをすれば、山林に戻る訳ですが、この場合ですね、私が気になっているのは、別に非農地通知を出しても問題ないというのは、そうなのですが、今、非農地通知を出すのは農業委員会でしょ。それで、この非農地通知をもらったら手続きかれこれの申請は、産業振興課でしょ。そういうところは、非常に水谷会長に聞きたいのですけど、農業委員会としては、非常にやりにくい。一方に申請して、一方は協議をする。なんで一本化できないのか説明ができればしてください。

議長

はい。事務局(産業振興課) どうぞ。

産業振興 課 私の答えられる範囲で言いますと、いわゆる非農地通知ですね、こちらの農地に関することは、農業委員会の所管となっておりまして、こちらの農業振興地域計画というのは、どうしても、町長が設定するものですからちょっとそちらの棲み分けがございます。ただ事務のつながりで申しますと、非農地通知を先に出すわけですけども、その前に1度、産業振興課あてに、ここを出す予定だとの文書がございまして、あくまで、皆様の意見を通すまではでございますが、一応、課としては大丈夫じゃないかと意見を出してですね、それに基づいて進めているわけでございます。そのような形で、両課連携してやっているわけでございますが、どうしても、それぞれの事務になってしまうところもあると思います。

6 番

所管が違うので、と言われたので、仕方ないなと思うところもあるけど、農業委員会の局長としては、やっぱり同じ流れで仕事をした方がやりやすいと思う。ただ、事務局の仕事の量が増える。でもね、こういう問題は、農業委員会が、初めからきちっと受付をして、非農地通知を出す本人が、こういう事で山林に戻したいから県に申請をと言う事です。一般農地じゃないのですから結局、県の許可が必要でしょうけど、なぜ、農業委員会で一本化されな

いのか、私は、前からずっと思っていたのです。

議長

この前、ちょっと研修を受けたのですが、今、言うように、町長部局と農業委員会部局というのは、前から棲み分けがあったわけなのですけど、今言うように、中間管理とか、いろいろ出てきて、今、農業委員会の中にもそういう、農振、農用を含めて農地に関するものをだんだん寄せて行こうという動きが出てきております。全国の中にこれは、先進的な事例です。今言うように、一方では、こうする。権限は、農振、農用はここだ。我々の非農地通知も一緒ですけど、こういう風にやっていく。それからタイムラグで言うと、10年で大幅見直しをやる。前は、5年で中間をやる。随時でやる。というこの3通りがあったわけですけども、やっぱり、この随時も、申請をすれば、その通りになるのかという問題もある。我々の非農地も現況調査をして随時出すのか、という問題もある。今回は、現況調査をみなさんにお願いしておりますから一括してやろう。しかし、これは、早く産業振興課から出て、やりたいという希望があったので、そこだけを浮かび上がらしてやるというのがあるものですから、線の見直しと、取り上げ方というのを今度、もう少し、整理をしないといけないのかなと思っていますので、少し時間をいただいて検討をしていきたいと思っております。

6 番 はい。わかりました。

議長他にありませんか。9番、渡邉 章三委員。

9 番 長与町でもこんな場所がいっぱいある訳ですよね。2、3点。まず、第1点は、この除外をした場合にここの区域は、一般区域なのか、区域はどうなるのか。それと、非農地ですから農地ではないので、税金はどのような取り扱いになるのか。その2点です。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局

税金につきましては、おそらく畑から山林に変更になるという事になりますが、ここの税金がどのようになるのかは、個々のケースで変わるので、具体的金額のお示しはできないと思いますが、以前からの分を見ると、山林にしたほうが安くなる所もありますし、そうでない所もあります。こういった非農地通知を出す場合に所有者さんからお尋ねがあった場合は、農業委員会では、税金をお調べすることはできませんので、必要で有れば、事前に税務課、固定資産税の担当にご相談いただきまして、ご納得いただいた上で、山林化するという

ような対応をさせていただいております。

産業振興

あと、今、一般区域と言われるのは、都市計画上の区域の事でしょうか。

課

9 番 農振農用地区域が除外されるとどのようになるのか。

産業振興 課 除外された後については、農業振興地域内であることは、変わらないのですけども、そちらで、その中で農用地ではない。農振白地と我々は、呼ぶのですけども、そういった区域になります。

9 番

農振の白地。

産業振興

そうですね。まあ。通称になりますけど。

課

議 長 他にありませんか。

【意見・質問なし】

議長

それでは、意見なしと認めます。それでは、3ページを開けてください。この意見書に、 農業振興上支障はない、または、支障ありのどちらかを示して、町長に報告するようになっ ております。まず、農用地から除外することについて、「支障はない」と思われる農業委員の 方は、挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

はい、全員でしたので、「支障はない」と報告いたします。

議長

それでは、ここで10分、休憩といたします。

それでは、議事を再開いたします。

第2号議案、第3号議案の渡邉委員の質問について事務局が調査をしてきておりますので、説明をお願いいたします。

事務局

先ほどの、岡郷(地番)の畑についてですが、1筆丸ごとそこが範囲になっているという 事で、一部、耕作していないのではないかとご指摘がありましたけども、それ含めて借りて いるという事でご理解ください。以上です。

議長

図面のとおり入っている。だから一応、借りられる方についても、こちらの方からも、ど ういう考え方なのかと、聞くようにしていきたいと思います。

6番、田中 稔農業委員。

6 番

相手の借りた人が、全部借りている。ここだけ手を入れてない。山でしょ。みんな借りていると思ってください。というのは、分かるよ。我々、農業委員とか推進委員が現場で立ち会いしたでしょ。会長ももちろん局長もね。その時に、そういう風なことが分かっていれば、ここをどうするのかと我々は、指導ができる。農業委員として、会長だって、推進委員の柳原さんだって、そういうことが分からないから指導できなかった。ここは、借りてないのですか。はい、山。で終わったでしょ。そういう所をきちっと初めからね、事務局で図面を出して、点検をしてもらわないと、いつまでも時間がかかる。我々も、農業委員としてちゃんと現地を見ていないのではないかと、みなさんから言われる。こんな風にならないように自分達はちゃんと見てきたと、事務局が間違いだったと今分かった。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議長

それでは、第2号議案に戻ります。第2号議案の利用権設定からです。これについて、異 議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

はい、ありがとうございます。それでは、第3号議案に移ります。第3号議案で、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第2号議案の案件と併せて報告することになっていますので、第2号議案並びに第3号議案の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

ありがとうございます。全員で、『意見なし』といたします。

それでは、次に入ります。それでは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局

それでは報告事項の1ページをご覧ください。農地改良届出報告書となります。土地の所在等、土地の所在ですが、吉無田郷(地番)、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積7,372㎡の内128.5㎡です。所有者は、(氏名)さん、長与町吉無田郷(地番)。耕作者は、所有者と同じです。備考の欄に記載しておりますとおり、作付け作物は、ブルーベリーです。工事期間は、令和元年12月31日までとなります。上記の通り、令和元年10月8日付の農地改良届について、令和元年10月10日に現地確認を行ったので、報告します。令和元年10月24日、農業委員 柳原厚志、農地利用最適化推進委員 田中光夫代読でございます。

届出の場所を申し上げます。3ページをご覧下さい。吉無田郷、(事業所名)付近になります青色で表示している部分が、吉無田郷(地番)の一部となります。青く線で表示している部分が、吉無田郷(地番)の全体で、青く塗っている所が、対象の部分です。ここは、(事業所名)の建て替えに伴い、急傾斜地のため農地改良を行うということで、次の報告にもあります、後程説明します、図面の桃色で塗った吉無田郷(地番)の一部に、土を取って農地改良を行うようになっております。以上です。

議長

この件は、報告事項ですが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議長

それでは、次の案件をお願いします。

事務局

それでは、2ページをご覧ください。農地改良届出の2件目の報告です。土地の所在等、土地の所在ですが、吉無田郷(地番)、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積1,631㎡の内226㎡です。所有者は、(氏名)さん、長与町吉無田郷(地番)、耕作者は、所有者と同じです。備考の欄に記載していますとおり、作付け作物は、野菜です。工事期間は、令和元年12月31日までとなります。上記の通り、令和元年10月8日付の農地改良届について、令和元年10月10日に現地確認を行ったので報告します。令和元年10月24日、農業委員 柳原 厚志、農地利用最適化推進委員 森内 忠嘉、代読でございます。

届出の場所を申し上げます。3ページをご覧下さい。吉無田郷、(事業所名)付近になります。桃色で表示している部分が、吉無田郷(地番)の一部となります。全体は、ピンク色の線で囲ったところが吉無田郷(地番)の図面の全体となっておりますが、その一部分、色を塗っているところになりますが、先ほどもお話しました通り、吉無田郷(地番)の青い所から土を取り桃色の吉無田郷(地番)の一部に土を入れる農地改良の届出となっております。以上で、終わります。

議長

この件について、質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議長

次の報告をお願いします。

事務局

次に4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。1. 当事者の氏名・住所・職業、申請者は、(氏名) さん、徳島市南田宮(地番)、職業は、大学教員です。2. 土地の所在等ですが、長与町丸田郷(地番)、登記簿、雑種地、現況、市街化畑、面積18㎡。同じく(地番)、登記簿、雑種地、現況、市街化畑、面積18㎡。同じく(地番)、登記簿、畑、現況、市街化畑、面積25㎡。同じく(地番)、登記簿、畑、現況、市街化畑、面積25㎡。同じく(地番)、登記簿、畑、現況、市街化畑、面積25㎡。同じく(地番)、登記簿、畑、現況、市街化畑、面積25㎡。同じく(地番)、登記簿、畑、現況、市街化畑、面積253㎡。合計4筆、481㎡です。土地の所有者は、申請者と同じです。3. 転用計画は、貸駐車場用地です。4. 申請日、令和元年10月7日。5. 専決処分の日、令和元年10月10日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第7条第2項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年10月24日、長与町農業委員会事務局長 村田佳美。

次に5ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷、図面の上部になりますが、(事業所名)より130mほど団地内に入った桃色で表示している部分が、丸田郷(地番)。青色で表示している部分が、丸田郷(地番)。緑色で表示している部分が、丸田郷(地

番)。橙色で表示している部分が、丸田郷(地番)となります。前回、9月の総会の時に今、橙色と青く塗ったところの横が白くなっていると思いますが、この部分だけ以前、駐車場用地として、転用するとの届け出をいただいておりましたが、今回、地元の方のご要望により全体的に駐車場にするということで、申請が上がっておりました。以上で説明を終わります。

議長 この2筆の雑種地、この2筆の畑の転用について、ご意見ありませんか。3番、崎山 委員。

3 番 ここは、私の農地パトロールのところなので、よく覚えております。見に行くと塀がいっぱいあって、土地の境のところにミカンの苗木が植えてあり、雑種地かな、畑かなと迷いながら調査したのですが、一番端っこになるところは、がけ下に植木がたくさん、植えてあると思います。それまで、入っているのでしょうか。かなりの差になりますね。

事務局
そこまで含みます。

3 番 かなりの土地の段差がありますよね。

議長はい。事務局。

事務局 おっしゃるとおり、丸田郷(地番)の桃色で表示している部分は、段差が2段になっております。そのまま土羽として利用するとのことなので、段の下の所にも植木がそのままありますし、そこから土羽に上がっていって、そのまま、一部は緑色の丸田郷(地番)の平らなところとあるので、そのまま、使うということで、2段のままで駐車場として利用するとのことでした。以上です。

3 番 前回、転用した所も含めて、全体、段差の部分も含めて転用することになりますか。

事務局はい。

3 番 この方の土地は、これで終わりという事になりますか。この部分に関しては。あとは、周

りは、みかんですよね。みかんがたくさん植えてあります。地主は違いますが、みかんが植 えてあります。

一つ、分からないのですが、例えば、このわずかな面積ですけども、畑も含めて駐車場にするときは、事務局長の専決の分野になるのですか。畑を何か転用するときには、この会議にかかるのかなあと思っていましたが、そうではない部分もあるのですね。

議長

はい、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用をするときには、この総会の場で議決をして、県へ申達する。都市計画の地区でいう、市街化調整区域とか一般区域というところは、県に許可になります。ただ、ここにつきましては、市街化区域といいまして、長与町が、都市化して、宅地化してもやむを得ないという区域に入っておりますので、事務局長の専決処分とし、現地立ち会いを行い農業上で、支障がないという事であれば、転用届出を受理して、普通の転用許可の代わりになっております。

議長

市街化農地はですね、市街化を促進する場所だという事で、すでに事務局の専決を行います。それ以外の農振農用地を含めて、そういう所については、面積が狭くても1筆ごとに議案にかかるという事になります。だから、もうそれは、事務局に専決で、移管されており、市街化区域は、市街化を促進するのだという前提で、法的にはなっております。

3 番

わかりました。

議長

他にありませんか。9番、渡邉 章三委員。

9 番

この駐車場用地としてありますが、予定として何台駐車できますか。

事務局

先ほどのご質問にお答えします。駐車場は、17台分となります。今、図面で、橙色と青色で囲った所の横の白い部分は、すでに、先月、駐車場用地として3台ほど利用する転用の受理をしておりますので、今回の対象となっていませんが、そこも含めて17台駐車するような計画になっております。以上です。

9番 わかりました。

議 長 それでは、次の件をお願いします。

事務局 次に6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。1. 当事者の氏名・住所・職業、賃借人は、(氏名) さん、長与町高田郷(地番)、職業は、教諭です。賃貸人は、(氏名) さん、長与町高田郷(地番)、職業は、農業です。2. 土地の所在等ですが長与町高田郷(地番)、登記簿、畑、現況、宅地、面積3,110㎡の一部で、高田南土地区画整理事業(街区番号)、176.86㎡です。土地の所有者は、賃貸人と同じです。3. 転用計画は、木造合金メッキ鋼板葺2階建、建築面積57.78㎡、所要面積176.86㎡です。4.申請日、令和元年9月28日。5.専決処分の日、令和

次に7ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、高田南土地区画整理内の青色で表示している部分が申請地、高田郷(地番)の一部で、高田南区画整理事業(街区番号)となります。以上で説明を終わります。

元年10月7日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則 第7条第2項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年10月24日、長

議 長 この件について、質問はありませんか。

与町農業委員会事務局長 村田佳美。

【意見・質問なし】

議長 無ければ、報告事項を終わります。 次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和元年10月行事報告が行われた】

議 長 これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会10 月総会を閉会します。